

平成21年7月30日

杉並区住民基本台帳ネットワークシステム
運用監視委員会

平成21年度「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表による自己点検」の結果の提出にあたっての確認について

標記自己点検結果を区が東京都へ提出するにあたり、当委員会は下記のとおりその内容を確認した。

記

1 確認の対象

当委員会は、総務省による「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表 市区町村版(全項目に対する対策案)」(以下「総務省対策案」という。)に記載のセキュリティ対策に準拠とする区の自己点検結果を対象とした。

2 確認の方法

(1) 文書及び記録の確認

当委員会は、総務省対策案の求める文書及び記録が、規定どおり整備・維持されているかどうかを確認した。

(2) 現場の視察

当委員会は、政策経営部情報システム課及び区民生活部区民課への視察を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの運用にあたっての環境及び設備の状況について、問題がないことを確認した。

3 確認の結果

当委員会は、その確認範囲において、区のセキュリティ対策が総務省対策案に準拠しており、また区が東京都へ提出予定の自己点検結果は適正なものであると認めた。ただし、これは総務省対策案に則った枠組みが整備されていることの確認であり、セキュリティ事故が発生しないことを担保するものではない。

したがって、区は常に住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用を図るとともに、セキュリティ対策のさらなる向上に努める必要がある。

なお、今回、当委員会が行った確認方法は試行的なものであるから、当委員会は、今後とも、よりよい確認手法等について検討と取りまとめを行っていく。